

介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

介護予防短期入所療養介護 春陽苑のご案内
(令和8年8月1日現在)

第1 施設の概要

1. 施設の名称等

- ・施設名 介護予防短期入所療養介護 春陽苑
- ・開設年月日 平成12年4月1日
- ・所在地 さいたま市西区飯田新田9-1-1
- ・電話番号 048-620-5566 ・ファックス番号 048-620-5588
- ・介護保険指定番号 介護予防短期入所療養介護 (第1150380055号)

2. 事業の目的

介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した療養生活を営むことができるよう、適正な介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とします。

3. 事業の運営方針

- ・利用者である要支援者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・利用者がその有する能力に応じ自立した療養生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の療養生活上の世話及び機能回復訓練を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ・地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職 種	員 数 (常勤換算)	業務内容	日勤	早番	遅番	夜勤
管理者	1.0	施設運営全般に係る統括	○	—	—	—
医師	1.0	医療・看護業務に係る統括	○	—	—	—
薬剤師	0.4	医療・看護業務に係る統括	○	—	—	—
看護職員	11.8	利用者の日常生活の看護業務	○	○	○	○
介護職員	29.7	利用者の日常生活の介護業務	○	○	○	○
支援相談員	3.0	利用者の日常生活の相談業務	○	—	—	—
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	4.9	利用者の機能訓練に係る業務	○	—	—	—
管理栄養士	1.0	利用者の栄養管理業務	○	—	—	—
介護支援専門員	1.4	介護全体に係る支援業務	○	—	—	—

※夜勤時間帯(17:15～9:15)は夜勤職員配置加算要件を満たす介護・看護職員を配置するものとする。

5. 入所定員等 ・定員 100名
 ・静養室 個室36室、多少室（4人室）16室

第2 サービス内容

1. 介護予防期入所療養介護計画の立案
2. 食事（食事は原則として食堂でお取りいただきます）
 - 朝食 7時45分～ 8時30分
 - 昼食 12時00分～12時45分
 - 夕食 18時00分～18時45分
 - （但し、経管栄養の場合は、状態等により代わる場合があります）
3. 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体に応じて清拭となる場合があります。
4. 医学的管理・看護
5. 介護（退所時の支援も行います）
6. リハビリテーション
7. 相談援助サービス
8. 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
9. 利用者が選定する特別な食事の提供
10. 理美容サービス
11. 行政手続代行
12. その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

第3 通常の送迎の実施地域

通常の事業の実施地域は、さいたま市、川越市、ふじみ野市、富士見市の区域とします。

第4 利用料金

《従来型個室(介護予防)》基本型

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	6,183円（＊）	619円（＊）	1,237円（＊）	1,855円（＊）
要支援2	7,753円（＊）	776円（＊）	1,551円（＊）	2,326円（＊）

《従来型個室(介護予防)》在宅強化型

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援 1	6,749円 (*)	675円 (*)	1,350円 (*)	2,025円 (*)
要支援 2	8,309円 (*)	831円 (*)	1,662円 (*)	2,493円 (*)

《多床室(介護予防)》基本型

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援 1	6,546円 (*)	655円 (*)	1,310円 (*)	1,964円 (*)
要支援 2	8,266円 (*)	827円 (*)	1,654円 (*)	2,480円 (*)

《多床室(介護予防)》在宅強化型

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援 1	7,176円 (*)	718円 (*)	1,436円 (*)	2,153円 (*)
要支援 2	8,907円 (*)	891円 (*)	1,782円 (*)	2,673円 (*)

加算料金

項 目	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
滞在費（従来型個室）	1,768円	※滞在費、食費は利用者負担段階に応じて1日あたりの自己負担に限度額が設けられています。		
滞在費（多床室）	500円			
食費	1,650円（朝440/昼660/夕550）			
夜勤職員配置加算	256円（＊）	26円（＊）	52円（＊）	77円（＊）
個別リハビリテーション実施加算	2,563円（＊）	257円（＊）	513円（＊）	769円（＊）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,136円（＊）	214円（＊）	428円（＊）	641円（＊）
若年性認知症利用者受入加算	1,281円（＊）	129円（＊）	257円（＊）	385円（＊）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	544円（＊）	55円（＊）	109円（＊）	164円（＊）
送迎代	（片道1回あたり）1,965円（＊）	（片道1回あたり）197円（＊）	（片道1回あたり）393円（＊）	（片道1回あたり）590円（＊）
総合医学管理加算	2,937円（＊）	294円（＊）	588円（＊）	882円（＊）
緊急時治療管理	5,532円（＊）	554円（＊）	1,107円（＊）	1,660円（＊）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	192円（＊）	20円（＊）	39円（＊）	58円（＊）
日用品費	—	250円		
教養娯楽費	—	100円		
行政手続代行	—	0円（サービス）		
電気代	—	（1点につき）60円		
テレビ貸出料	—	30円		
洗濯代	—	200円		
その他	実 費			
項 目	1回あたりの利用料金	1回あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
療養食加算 （1日に3回を限度）	85円（＊）	9円（＊）	17円（＊）	26円（＊）
項 目	1月あたりの利用料金	1月あたりの自己負担額		
		1割	2割	3割
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	106円（＊）	11円（＊）	22円（＊）	32円（＊）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	利用総単位数×0.097×10.68（＊）	利用総単位数×0.097×10.68×利用者負担の割合		

※・(*)印の料金につきましては、保険単位数を基に少数を含む算定を行う為、実際の料金とは多少誤差が出る場合がございますのでご承知おきください。

1. 基本料金

自己負担額は、「介護保険負担割合証」に記載されております利用者負担の割合に応じた金額となります。以下に記載する金額は1割負担の場合の自己負担額となります。

※施設サービス費(1日あたり)

※介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

※基本型又は在宅強化型の利用料となります。（共に加算要件を満たしている場合に限る。）

要介護度	従来型個室 【基本型】	多床室 【基本型】	従来型個室 【在宅強化型】	多床室 【在宅強化型】
要支援1	6 1 9 円	6 5 5 円	6 7 5 円	7 1 8 円
要支援2	7 7 6 円	8 2 7 円	8 3 1 円	8 9 1 円

*上記の他に、1日につき、夜勤職員配置加算が26円、サービス提供体制強化加算Ⅱが20円加算されます。（各加算の要件を満たしている場合に限る。）

*送迎加算

送迎を実施した場合は、片道1回あたり197円加算されます。

*個別リハビリテーション実施加算

医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づきリハビリテーションを実施した場合は、1日あたり257円加算されます。

*療養食加算

医師の指示による食事箋に基づき療養食を提供した場合は、1日3回を限度とし、1回につき9円加算されます。

*総合医学管理加算

サービス計画にはない治療管理が必要となる場合において、投薬・検査・注射・処置等を行い、利用者の主治医へ情報提供を行った場合は7日を限度として1日あたり294円加算されます。

*緊急時治療管理

利用者の病状が重篤となり救命救急が必要となる場合において投薬・検査・注射・処置等を行った場合は3日を限度として1日あたり554円加算されます。

*認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用することが適当と判断された場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日あたり214円加算されます。

*若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方が短期入所を利用した場合は、1日あたり129円加算されます。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）

1日あたり544円加算されます。（加算要件を満たしている場合に限る。）

*生産性向上推進体制加算として、1月につき11円加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

1ヶ月の利用総単位数×0.097×10.68×利用者負担割合が1ヶ月の自己負担に加算されます。

2. その他の料金

(1) 食費 / 1 日 (*)・・・1, 650 円

(朝食 440 円 昼食 660 円 夕食 550 円)

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く食費の上限となります。)

(2) 居住費 (居室の利用費) / 1 日 (*)

・従来型個室・・・・・・1, 768 円

・多床室・・・・・・・・・・500 円

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払い頂く居住費の上限となります。)

(*)・前記 (1)「食費」及び (2)「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から 3 段階まで) の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

(3) 入所者が選定する特別な食事の費用・・・(実費)

通常の食事以外で、特別メニューの食事を選定された場合にお支払い頂きます。

(4) 日常生活品費 / 1 日・・・250 円

ティッシュペーパー、コップ、歯ブラシ、義歯ブラシ、義歯ケース、髭剃り、保湿剤、入浴袋等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。

(5) 教養娯楽費 / 1 日・・・100 円

クラブやレクリエーションで使用する材料等の費用であり、施設でご用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。

(6) 理美容代・・・(別途理美容料金表参照)

理美容をご利用の場合にお支払い頂きます。

(7) 行事費・・・(実費)

小旅行等の外出費用や苑内で実施する有料の行事の費用で参加された場合に実費相当分をお支払い頂きます。

(8) その他の費用

テレビ貸出料 / 1 日・・・・・・・・・・30 円

電気代 / 1 日・1 点につき・・・・・・・・60 円

洗濯代 / 1 日・・・・・・・・・・200 円

3. 支払い方法

・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行致します。

・お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

第 5 協力医療機関等

・協力医療機関

・名 称 医療法人社団聖心会 南古谷病院

・住 所 埼玉県川越市久下戸 110 番地

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人直心会 帯津三敬病院
 - ・住 所 埼玉県川越市大字大中居 5 4 5 番地
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人三慶会 指扇病院
 - ・住 所 埼玉県さいたま市西区宝来 1 2 9 5 - 1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター
 - ・住 所 埼玉県さいたま市中央区本町東 6 - 1 1 - 1
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人明浩会 西大宮病院
 - ・住 所 埼玉県さいたま市大宮区三橋 1 - 1 1 7 3
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人社団 健進会 西武川越歯科
 - ・住 所 埼玉県川越市的場 2 4 1 8 - 1 - 2 F

第 6 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前 9 時～午後 9 時までとします。
- ・外出、外泊は、1 階事務室において所定の届け出を行って下さい。
- ・喫煙は、所定の場所にて行って下さい。
- ・火気の取扱は、原則禁止とします。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、物によっては料金を申し受ける場合もあります。
- ・金銭、貴重品の管理は、ご希望に応じて申し受けます。
- ・宗教活動は、原則禁止とします。
- ・ペットの持込は、原則禁止とします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止とします。

第 7 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のための措置

1. 感染症、食中毒の予防及びまん延の防止のために次のように対応します。
 - (1) 感染防止委員会を設置しおおむね 3 か月に 1 回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
 - (2) 指針の整備を行い、研修、訓練（シミュレーション）を実施します。
 - (3) 前 2 号にあげるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

2. 業務継続計画（BCP）の策定等を行います。

（1）感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

（2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

第8 非常災害対策

1. 当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため地域住民との連携に努め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

2. 業務継続計画（BCP）の策定等を行います。

災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）の実施を行います。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

第9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

第10 減免

当施設には、生活保護法による保護を受けている者及び課税世帯の市町村民税が非課税世帯に属する者等を対象にする利用料の減免制度がありますので、該当される方は支援相談員にご相談ください。

第11 緊急時の対応

1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。
2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護福祉施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第12 事故発生の防止及び発生時の対応

1. 安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のため次のように対応します。
 - （1）事故発生防止及び発生時の対応の担当者の選定をする
 - （2）事故発生防止のための指針の整備をする
 - （3）事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をする
 - （4）事故防止委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施をする

2. 当施設では事故が発生した場合には人命尊重を基本にして次のように対応します。
- (1) ご利用者の生命、身体の保護、安全の確保のために必要な事項を優先します。施設医師は状態を判断し救急車の手配等します。また各職員が連携して行動できるよう緊急時マニュアル・職員緊急連絡網を定めています。
 - (2) 火災等の災害には、防災マニュアルに基づき適切な誘導、初期消火、消防署への通報を行います。
 - (3) ご家族等身元保証人への連絡を速やかに行います。
 - (4) 事故の内容により、さいたま市担当課、保健所、警察等への連絡、報告します。
 - (5) 事故内容は、「事故・ヒヤリハット報告」に記録し分析を行い、今後の対応策を明確にし、再発の防止に努めます。

第13 身体拘束について

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

第14 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待等を防止し、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、必要な体制の整備を行い、次の措置を講じるものとする。

- 1. 虐待の防止に関する責任者の選定をする
- 2. 成年後見制度の利用支援をする
- 3. 苦情解決体制の整備をする
- 4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修（新規採用時及び年2回以上）の実施をする
- 5. 虐待防止委員会を設置し、定期的に実施するとともに、その結果を従業者に周知徹底をする
- 6. 虐待防止のための指針の整備をする
- 7. 前4、5、6の措置を適切に実施するための担当者の選定をする
 - ・虐待等の早期発見の為、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談につきましては、苦情解決体制、又は以下をご利用ください。

◇要介護者施設従事者等による虐待のご相談窓口

保健福祉局長寿応援部介護保険課 TEL 048-829-1265

◇地域で暮らす高齢のみなさんの介護、福祉、医療等に関するさまざまな相談窓口
生活区域のシニアサポートセンター又は地域包括支援センターにお問い合わせください。

第15 秘密保持

- 1. 当施設、及び当施設の使用する者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を「個人情報の取扱いについて」に記載のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合、高齢者虐待を発見し区市町村に通報等を行う場合等）

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第16 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 048-625-0707）

ケアに対する要望や苦情などのほか個人情報保護法関連も含めて担当支援相談員、苦情受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

また、要望や苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めること等を考慮して、第三者委員を活用できる体制も整備しておりますので、ご相談ください。

第三者委員 皆川 慎一郎 さいたま市西区中釘 2 2 1 9 - 1
0 4 8 - 6 2 4 - 3 9 4 0

杉山 幸芳 さいたま市西区中野林 6 5 2 - 1
0 4 8 - 6 2 0 - 5 7 0 0

市町村窓口 西区役所 高齢介護課
0 4 8 - 6 2 0 - 2 6 6 7

さいたま市役所 介護保険課
0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 4

0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 5

及び各区役所 高齢介護課

埼玉県国民健康保険団体連合会

0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8

第17 その他運営に関する重要事項

- ・感染防止や多職種連携の促進のため ICT（情報通信技術）を活用することがあります。利用者等が参加するものについては、利用者等の同意を得た上で実施します。
- ・本説明書の概要については、施設内に掲示又は閲覧可能な形（ファイル等）で備え置きます。
- ・重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録（コンピュータで処理可能なデジタルデータ）にて行うこともあります。
- ・当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

令和 年 月 日

短期入所療養介護春陽苑の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 埼玉県さいたま市西区飯田新田 9 1 - 1

名 称 社会福祉法人 むつみ会 印

説明者 所属 介護予防短期入所療養介護 春陽苑

氏名 印

私は、本書面により、事業者から介護予防短期入所療養介護春陽苑についての重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 (〒)

氏 名 印

<代理人>

住 所 (〒)

氏 名 印